

## NR 6 個別保護具-EPI-

発行	連邦官報
1978年06月08日 MTb通達 第3.214号	1978年07月06日
更新/改定	連邦官報
1982年05月07日 SSMT通達 第05号	1982年05月17日
1983年03月09日 SSMT通達 第06号	1983年03月14日
1991年10月28日 DSST通達 第05号	1991年10月30日
1992年02月20日 DSST通達 第03号	1992年02月21日
1992年05月20日 DSST通達 第02号	1992年05月21日
1992年08月19日 DNSST通達 第06号	1992年08月20日
1994年12月29日 SSST通達 第26号	1994年12月30日
2001年10月15日 SIT通達 第25号	2001年10月17日
2003年03月25日 SIT通達 第48号	2004年03月28日
2004年12月30日 SIT通達 第108号	2004年12月10日
2006年12月04日 SIT通達 第191号	2006年12月06日
2006年12月22日 SIT通達 第194号	2006年12月22日
2009年08月25日 SIT通達 第107号	2009年08月27日
2009年11月12日 SIT通達 第125号	2009年11月13日
2010年12月07日 SIT通達 第194号	2010年12月08日
2011年12月08日 SIT通達 第292号	2011年12月09日
2014年07月23日 MTE通達 第1,134号	2014年07月24日
2015年04月16日 MTE通達 第505号	2015年04月17日
2017年07月06日 Tb通達 第870号	2017年07月07日
2018年10月24日 MTb通達 第877号	2018年10月26日

(2001年10月15日のSIT通達第25号による作成)

6.1 この規制基準-NR-の適用を目的として、個別保護具-EPI-は、労働での安全と健康を脅かす可能性のあるリスクを保護するために、労働者によって使用される個別使用の全ての装置と製品のことである。

6.1.1 個別保護具で一体となった設備とは、メーカーが、労働での安全と健康を脅かす可能性があり、同時に起こりうる1つ以上のリスクに対して関連付けられて複数の装置によって構成されたものと理解する。

6.2 国内で製造された、または輸入された個別保護具は、労働雇用省の労働での安全と健康に関して責任の持る国家機関によって発行された承認証明書-CA-の表示のある物だけ販売または使用できる。

6.3 企業は、以下の状況において、維持と機能が完璧な状態で、リスクに適したEPIを雇用者に無料で提供する義務がある：

- a) 一般的な性質の手段が、労働事故または、職業および労働の病気のリスクに対する完全な保護を提供しない場合；
- b) 集団保護手段が導入されている間；および
- c) 非常事態に対応するため。

6.4 各専門職活動の特性を考慮し、また6.3項の規定を遵守するため、雇用主は、本NRの付属書Iの規定に従って、労働者に適切なEPIを提供しなければならない。

6.4.1 本NRの付属書IIにリストされていない製品のEPIとみなされる依頼、およびここにリストされている製品の再審査の提案は、労働での安全と健康の物に有能な国家機関によって構成される三者委員会によって評価されなければならない、CTPP-三者合同常設委員会-を聴衆された後、承認のため労働雇用省のその機関に結論がゆだねられる。

6.5 事故防止社内委員会-CIPA-および、使用している労働者に話を聞き、特定の活動に存在するリスクに適したEPIを雇用者に推奨することは、安全工学と労働医学の専門業務-SESMT-の権限である。  
(2010年12月7日のSIT通達第194号により修正)

6.5.1 SESMTを設立する義務のない企業は、CIPAまた、これが存在しない場合は、指名された使用している労働者の話を聞いて、技術的に資格のある専門家の指導の下で、リスクに適したEPIを選択するのは雇用主の責任である。(2010年12月7日のSIT通達第194号により修正)

6.6 雇用主の責任。(2010年12月7日のSIT通達第194号により修正)

6.6.1 雇用主はPPEに責任を負う：

- a) 各活動のリスクに適切なものを取得する；
- b) その使用を要求する；
- c) 労働者に労働での安全と健康の問題に関して管轄の国家機関により承認された者のみを提供する；
- d) 適切な使用、手入れ、保全について労働者を指導し、訓練する；
- e) 損傷または紛失した場合、直ちに交換する；
- f) 衛生および定期的なメンテナンスの責任を負う；および、
- g) 観察された不規則性をMTE（労働雇用省）に通知する；
- h) 帳簿、記録または電子システムを採用する可能性をもって、労働者への供給を登録する。(2009年8月25日のSIT通達第107号により挿入)

6.7 労働者の責任。(2010年12月7日のSIT通達第194号により修正)

6.7.1 従業員はEPIに責任を負う：

- a) 使用、意図された目的にのみ使用する；
- b) 保管と保存の責任を負う；
- c) 使用に適さない変更を雇用者に伝える； および、
- d) 適切な使用に関する雇用主の指示に従う。

6.8 製造業者および/または輸入業者の責任。

(2010年12月7日のSIT通達第194号により修正)

6.8.1 国内の製造業者または輸入業者は以下を行う必要がある：

- a) 労働での安全と健康の材料を、管轄の国家機関に登録する；(2010年12月7日のSIT通達第194号により修正)
- b) CA-承認証明書-の発行を依頼する；(2010年12月7日のSIT通達第194号により修正)
- c) 労働での安全と健康の材料の管轄の国家機関によって定められた有効期限が切れた場合、CA-承認証明書-の更新を依頼する；(2010年12月7日のSIT通達第194号により修正)
- d) 承認された機器の仕様に変更がある場合、新しいCA-承認証明書-を依頼する；(2010年12月7日のSIT通達第194号により修正)
- e) CA-承認証明書-が作成されたEPIの品質の維持に責任を負う；
- f) CA-承認証明書-を所有しているEPIのみを商品化または販売する；
- g) 労働での安全と健康の材料の、提供された登録データの変更について、管轄の国内機関に連絡する；
- h) 国内の言語での技術的説明書と一緒にEPIを商品化し、その使用、保守、制限、およびその使用のその他の関連事項を指導する；
- i) EPIに製造ロット番号を記載する；および、

- j) 該当する場合、SINMETROの範囲内でEPIの適合性の評価を講じる;
- k) EPIの洗浄および消毒プロセスに関する情報を提供し、該当する場合、オリジナルの保護の特性を維持するために、機器の点検または交換を進める必要な消毒の回数を示す; (2010年12月7日のSIT条例194号により挿入)
- l) 障害者のための承認証明書を保持しているEPIの適応を促進する。 (2018年10月24日のMTb通達第877号により挿入)
- 6.8.1.1 EPIの製造業者および/または輸入業者の登録、およびCAの発行および/または更新する手順は、特定の条例で確立された要件を満たしている必要がある。 (2010年12月7日のSIT条例第194号により挿入)
- 6.9 承認証明書-CA
- 6.9.1 商業用の目的に、EPIに付与されたCAは有効である:  
(2010年12月7日のSIT条例第194号により修正)
- a) SINMETROの範囲内での適合性が評価されていない試験レポートを備えた機器の場合、5 (5) 年;
- b) 該当する場合、SINMETROの範囲内の適合性の期間。
- 6.9.2 労働での安全と健康の材料に関する管轄の国家機関は、必要に応じて、正当な理由により、6.9.1項で規定された期限とは異なる期限を設定することが出来る。
- 6.9.3 すべてのEPIは、消えないで明確に見える文字、製造会社の商業名、製造ロットおよびCA-承認証明書-番号、または輸入EPIの場合は輸入者の名前、製造ロットおよびCA-承認証明書-番号の表示がなければならない。
- 6.9.3.1 6.9.3項の規定を遵守することが不可能な場合、労働での安全と健康の材料に関する管轄の国家機関は、製造業者または輸入業者によって提案される代替形式の記録を、CA-承認証明書-に記載することで、許可することが出来る。
- 6.9.3.2 承認証明書を保持している製造業者または輸入業者によって行われた身体障害者による使用のための個人用保護具の適合は、既に発行された証明書を無効にするものではなく、新しいCA-承認証明書の発行は不要である。 (2018年10月24日のMTb通達第877号により挿入)
- 6.10 (2010年12月7日のSIT通達第194号により削除)
- 6.10.1 (2010年12月7日のSIT通達第194号により削除)
- 6.11 労働雇用省/ MTEの権限
- 6.11.1 管轄の国家機関は、労働での安全と健康の材料に責任を負う:
- a) EPIの製造業者または輸入業者を登録;
- b) EPIのCA-承認証明書-を発行または更新するための書類を受け取り、調査する;
- c) 必要に応じて、EPI試験の技術規則を確立する;
- d) CA-承認証明書-の発効または更新、および製造業者または輸入業者の登録する;
- e) EPIの品質を監査する;
- f) 製造会社または輸入会社の登録を停止する; および
- g) CA-承認証明書-を取り消しする。
- 6.11.1.1 労働での安全衛生の材料で管轄の国内機関が必要と判断した場合は、いつでも、他の要件に加えて、製造者の名前と参照番号で識別されたEPIのサンプルを要求することが出来る。
- 6.11.2. MTE-労働雇用省-の地域機関は責任を負う:
- a) EPIの適切な使用と品質に関する監査と助言。
- b) EPIサンプルを収集する; および

- c) 権限の範囲内で、このNRに不履行に対して適切な罰則を適用する。

## 6.12 およびサブアイテム

(2009年11月12日のSIT通達125号で廃止)

# 附属I 個別保護具のリスト

(2010年12月7日のSIT通達第194号により修正)

## A - 頭部保護用のEPI

### A.1 - ヘルメット

- a) 頭蓋骨への物体の衝撃から、保護するヘルメット;
- b) 感電に対する、保護用のヘルメット;
- c) 熱物質から、頭蓋骨と顔を保護するためのヘルメット。

### A.2 - フードまたは目出し帽

- a) 熱による危険から、頭蓋骨と首を保護するフード;
- b) 化学薬品から、頭蓋骨、顔、首を保護するフード;
- c) 研磨剤や精練剤から、頭蓋骨と首を保護するフード;
- d) 水を使用する作業の湿気から、頭と首を保護するフード。

(2015年4月16日のMTE通達第505号により修正)

(2015年4月16日のMTE通達505により挿入)

## B - 目と顔の保護用のEPI

### B.1 - メガネ

- a) 飛散する粒子の衝撃から、目を保護するメガネ;
- b) 強い光から、目を保護するメガネ;
- c) 紫外線から、目を保護するメガネ;
- d) 赤外線から、目を保護するメガネ;
- e) 飛散する粒子の衝撃から、目の保護を制限するスクリーンメガネ。

(2014年7月23日のMTE通達第1,134号により挿入)

### B.2 - フェスプロテクター

- a) 飛散する粒子からの衝撃から、顔を保護するためのフェスプロテクター;
- b) 赤外線から、顔を保護するフェスプロテクター;
- c) 強い光から、目を保護するためのフェスプロテクター;
- d) 熱に起因するリスクから、顔を保護するフェスプロテクター;
- e) 顔を紫外線から、顔を保護するフェスプロテクター。

### B.3 - 溶接用マスク

- a) 飛散する粒子、紫外線、赤外線、強い光の衝撃から、目と顔を保護する溶接用マスク。

## C - 聴覚保護用のEPI

### C.1 - 聴覚保護具

- a) NR-15、附属書1および2に定められている音圧レベルよりも高い音圧レベルから、聴覚システムを保護するための、イヤーマフ（ヘッドフォンタイプ聴覚保護具）；
- b) NR-15、附属書1および2に定められている音圧レベルよりも高い音圧レベルから、聴覚システムを保護するための、耳への挿入タイプ聴覚保護具；
- c) NR-15、附属書1および2に定められている音圧レベルよりも高い音圧レベルから、聴覚システムを保護するための、半イヤーマフ（半ヘッドフォンタイプ聴覚保護具）。

## D - 呼吸保護用のEPI

### D.1- 非電動式空気清浄呼吸器：

- a) 粉塵やミストから、気道を保護するための、セミフェスの物（PFF1）；
- b) 粉塵、霧、煙から、気道を保護するための、セミフェスの物（PFF2）；
- c) 粉塵、ミスト、煙および放射性核種から、気道を保護するための、セミフェスの物（PFF3）；
- d) 粉塵やミストから気道を保護するための、粒子状物質タイプP1のフィルターを備えたクォータフェス、セミフェス、またはフルフェスの物；および、または、粉塵、ミスト、および煙から、保護するためのP2、および、または、粉塵、ミスト、煙および放射性核種から保護するための物P3；
- e) ガスや蒸気、粒子状物質から気道を保護するための、化学フィルターを備えた、および、または組み合わせた、クォータフェス、セミフェス、またはフルフェスの物。

### D.2 - 電動式空気清浄呼吸器：

- a) 粉塵、ミスト、煙、および放射性核種、または、およびガスや蒸気から、気道を保護するための、フェスシールなしの呼吸器を保護するキャップ、フード、またはヘルメットのタイプ；
- b) 粉塵、ミスト、煙および放射性核種、またはガスや蒸気から、気道を保護するための、フェスシール付きのハーフフェスまたはフルフェスのタイプタイプ。

### D.3 - 圧縮空気ラインタイプのエア給気呼吸器：

- a) 酸素濃度が12.5%を超える大気中で、気道を保護するための、連続フローのフェスシールなしのフードまたはヘルメットのタイプ；
- b) シット作業および酸素濃度が12.5%を超える大気中での、気道を保護するための、連続フローのフェスシールなしのフードまたはヘルメットのタイプ；
- c) 酸素濃度が12.5%を超える大気中で、気道を保護するための、連続フローのフェスシール付きのハーフフェスまたはフルフェスのタイプ。
- d) 酸素濃度が12.5%を超える大気中で、気道を保護するための、プラス圧の需要のハーフフェスまたはフルフェスのタイプ；
- e) 酸素濃度が12.5%以下の大気、つまり生命と健康に直ちに危険な大気（パウリスタ社会的脆弱性指数-IPVS-）で、気道を保護するための、プラス圧需要タイプの補助シリンダーと組み合わされたフルフェイの物。

### D.4 - 自律マスクタイプのエア給気付加呼吸器

- a) 酸素濃度が12.5%以下の大気、つまり生命と健康に直ちに危険な大気（パウリスタ社会的脆弱性指数-IPVS-）で、気道を保護するための、陽圧での需要の開回路の物。
- b) 酸素濃度が12.5%以下の大気、つまり生命と健康に直ちに危険な大気（パウリスタ社会的脆弱性指数-IPVS-S）で、気道を保護するための、陽圧での需要の閉回路の物。

### D.5 - 脱出マスク

- a) 生命と健康に直ちに危険な大気（パウリスタ社会的脆弱性指数-IPVS-S）での脱出状態で、ガスおよび蒸気および/または粒子状物質から、気道を保護するための、マウスピースタイプの脱出マスク。

## E - 胴体保護用のEPI

## E.1 - 衣類

- a) 熱に起因するリスクから、胴体を保護するための衣服;
- b) 機械的に起因するリスクから、胴体を保護するための衣服;
- c) 化学薬品から、胴体を保護するための衣服; (2015年4月16日のMTE通達第505号により修正)
- d) 放射性に起因するリスクから、胴体を保護するための衣服。
- e) 降雨による湿度から、胴体を保護するための衣服; (NR) (2017年7月6日のMTb通達第870号により修正)
- f) 水を使用する作業による水分から、胴体を保護する衣服。

E.2 - 機械的に起因するリスクから、胴体を保護するための、銃器を携帯して働く警備員に使用が許可された防弾チョッキ。

## F - 上肢保護のEPI

### F.1 - 手袋

- a) 研磨剤および精練剤から、手を保護するための手袋;
- b) 鋭利で刺すような物から、手を保護するための手袋;
- c) 感電から、手を保護するための手袋;
- d) 熱物質から、手を保護するための手袋;
- e) 生物物質から、手を保護するための手袋;
- f) 化学物質から、手を保護するための手袋;
- g) 振動から、手を保護するための手袋;
- h) 水を使用する作業による水分から、保護するための手袋;
- i) 電離放射線から、手を保護するための手袋。

### F.2 - 保護クリーム

- a) 化学物質から、上肢を保護する保護安全クリーム。

### F.3 - スリーブ

- a) 感電から、腕と前腕を保護するためのスリーブ;
- b) 研磨剤および精練剤から、腕と前腕を保護するためのスリーブ;
- c) 鋭利で刺すような物から、腕と前腕を保護するためのスリーブ;
- d) 水を使用する作業による水分から、腕と前腕を保護するためのスリーブ;
- e) 熱物質から、腕と前腕を保護するためのスリーブ;
- f) 化学薬品から、腕と前腕を保護するためのスリーブ。 (2015年4月16日のMTE通達第505号により挿入)

### F.4-バンド

- a) 切削剤から、前腕を保護するためのアームバンド;
- b) 精練剤から、前腕を保護するためのアームバンド。

### F.4 - 指サック

- a) 研磨剤および精練剤から、指を保護するための指サック。

## G - 下肢保護のEPI

### G.1 - 履物

- a) 足先に落下する物体の衝撃から、保護するための履物;
- b) 電気エネルギーからの物質から、足を保護するための履物;
- c) 熱物質から、足を保護するための履物;
- d) 研磨剤および精練剤から、足を保護するための履物;
- e) 鋭利で刺すような物から、足を保護するための履物;
- f) 水を使用する作業による水分から、足と脚を保護するための履物;
- g) 化学薬品から、足と脚を保護するための履物。 (2015年4月16日のMTE通達第505により修正)

#### G.2 - 靴下

- a) 低温から、足を保護するための靴下。

#### G.3 - 脛当て

- a) 研磨剤および精練剤から、脚を保護するための脛当て;
- b) 熱物質から、脚を保護するための脛当て;
- c) 化学薬品から、脚を保護するための脛当て; (2015年4月16日のMTE通達第505により修正)
- d) 鋭く刺すような物から、脚を保護するための脛当て;
- e) 水を使用する作業による水分から、脚を保護するための脛当て。

#### G.4 - ズボン

- a) 研磨剤や精練剤から、脚を保護するためのズボン;
- b) 化学薬品から、脚を保護するためのズボン; (2015年4月16日のMTE通達第505号により修正)
- c) 熱のある物から、脚を保護するためのズボン;
- d) 水を使用する作業による水分から、脚を保護するためのズボン;
- e) 降雨による水分から、脚を保護するためのズボン。 (NR) (2017年7月6日のMTb通達第870号により挿入)

### H - 全身保護のEPI

#### H.1 - つなぎ服

- a) 熱のある物から、胴体および上下肢を保護するためのつなぎ服;
- b) 化学薬品から、胴体および上下肢を保護するためのつなぎ服; (2015年4月16日のMTE通達第505号により修正)
- c) 水を使用する作業による水分から、胴体および上下肢を保護するためのつなぎ服;
- d) 降雨による水分から、胴体と上下肢を保護するためのつなぎ服。 (NR) (2017年7月6日のMTb通達第870号により挿入)

#### H.2 - 全身服

- a) 化学的リスクから、全身を保護するための服; (2015年4月16日の政令MTE No. 505により修正)
- b) 水を使用する作業による水分から、全身を保護するための服;
- c) 感電から、全身を保護するための導電性の服;
- d) 降雨による水分から、全身を保護するための服。 (NR) (2017年7月6日のMTb通達第870号により挿入)

### I - レベル差のある落下防止用のEPI

(2011年12月8日のSIT通達第292号により修正)

I.1 - 落下防止装置を備えた安全ベルト

a) 垂直または水平方向の動きを伴う作業での落下から、ユーザーを保護するための落下防止装置付きの安全ベルト。

I.2 - フルハーネス型安全ベルト

a) 高所作業での落下のリスクから、ユーザーを保護するためのフルハーネス型安全ベルト;

b) 高所作業の位置からの落下のリスクから、ユーザーを保護するためのフルハーネス型安全ベルト。

## **附属 II**

*(2010年12月7日のSIT通達第194号により削除)*

## **附属 III**

*(Excluído pela Portaria SIT n.º 194, de 07 de dezembro de 2010)*